

1. 木造建築物等における防耐火規制の更なる合理化について

住宅局参事官付原口補佐より、資料に基づいて説明。

(1) 法改正に係る検討状況報告

（説明のみで特に質疑等はなし）

(2) 周辺危害防止構造（法第21条第2項）に係る基準検討方針

・防火区画の面積を 500 m²よりも小さくしていくことで、最大面積をより大きくできるのではないか。

→原案は、設計上の負担とのバランスから、準耐火構造に現行法令で要求される 500 m²区画をベースに整理したもの。より細かな区画基準を設定していくと、火災時倒壊防止構造に近づいていくが、ニーズがあれば今後検討することは考えられる。

・常時閉鎖の防火設備が付いている窓が平時から開放されている場合があり得るが、この場合の影響をどのように見込んでいるのか。

→現行規制において、外壁開口部の防火設備は基本的に閉鎖していることを期待して設置されているものであり、周辺危害防止構造の構造方法に限ってその前提を変えることは、現時点では考えていない。

・シミュレーション上で三層同時延焼確率が 0.8%となっているが、崩壊による延焼拡大も考えると、確率はもう少し大きくなるのではないか。

→現時点では、床は燃え抜けることになっているが、崩落することは想定していない。

・そうであるなら、崩壊しないような性能を要求する必要がある。

・大きな市街地火災に発展させないためには、やはり規模を制限したほうが良い。一方で、防火区画の規模や性能は少し緩くても良いのではないか。

・現行の 3,000 m²という制限は、敷地を分割し複数の建物を近接させて建築して一体的に利用することで際限なく大きくできるとのことだが、このような手法を制限する必要があるのではないか。

→敷地単位で規制している現行法令の体系においては、制限が難しい。

(3) 90分耐火構造等の導入検討方針

・最近のオフィスは吹き抜けのコミュニケーション空間を確保することが一般化してきている。火災区画は層ごとに区画する（複数層にわたる区画は不可）ことが基本という

のはわかるが、これによりこの設計方法では吹き抜けの空間を確保が認められなくなるのか。

→区画面積が大きくなると、それに応じて火災が起きたときの变形や床への熱の影響も変わってくるので、御指摘いただいた点を踏まえて、さらに検討していきたい。

- ・90分の認定ルートをつくるとのことだが、90分に限らずにほかの時間のものも併せて認定ルートができると良い。特に100分、115分など、いわゆるルートCでよく使う時間についても認定ルートがあると良い。

→ニーズとしては認識した。法令上、整理できるか否かを含め、検討したい。

- ・一の建築物において、階毎に60分、90分の仕様を使い分けてもいいのでは。
- ・108条の3そのものにいろいろと問題があるので、別途検討する必要がある。例えば内装表面積について、内装材料を可燃にしたほうが表面積が大きくなるので、早く燃え尽きて、火災性状的に楽になるため、可燃材料を使ったほうは耐火設計が楽になるといった逆転現象が起きている部分がある。

(4) 防火別棟に係る基準検討方針

- ・2枚の防火シャッターが近接して設置される場合、例えばシャッターの下に物が置かれた場合、両方とも閉まらないと言うことが起こりうるのではないか。

→壁タイプについてはご指摘の懸念について引き続き検討していく必要があると考えており、まずはコアタイプが使われるように基準等を整備していきたい。

- ・防火設備に要求する遮熱性の代替措置は、資料に例示されたもの以外にもあり得るので、引き続き検討してほしい。

(5) 既存不適格建築物への遡及規定の合理化方針

- ・既存不適格はそのうち建て替えられるだろうと考えていたが、実際はいつまでも残り、かつ管理面で防災対応が劣化していくので、遡及規定を合理化することは必要。将来的には大規模な法改正が必要になってくると思うが、それまではこのような繕う対応が必要なのでは。

- ・既存不適格の中でも堅穴区画はしっかり対応させるべき。

(6) 採光無窓居室に係る直通階段への歩行距離制限等の合理化方針

- ・無窓居室の場合、居室内居室になり火災の覚知が遅れるため、火災報知設備による早期覚知が必要ではないか。

- ・採光無窓居室も避難無窓居室と同様、外からの救助ができない点では同じ。このような実態を踏まえた制限を検討すべき。

→避難無窓居室となる場合は法第35条の3の規定が適用され、当該居室を区画する主要構造部を耐火構造とするか自動火災報知器の設置が求められることとなる。

- ・火災発生後にすぐ停電するということを想定する必要があるのか。
- ・シェアオフィスや病院など、基準整備時から使われ方が大きく変わってきている。例えば病院は当時より高層化、複雑化している。しかるべきタイミングで現在の実態を踏まえた規制に見直せるよう、目を配っておくべき。
- ・シェアオフィスについては大変懸念している。館内の状況に不案内な不特定多数の方が入れ代わり立ち代わり利用するため、避難階段までの距離の合理化を求めるのであれば、各居室からの避難ルートを掲示するといったソフト対策もセットで安全性を考えていく必要がある。
- ・国としてシェアオフィスの実態を把握する必要があるのではないか。
- ・資料にあるシェアオフィスの例を見ると、内装が木質化されているが、木質系内装の危険性、建材としての防火面での課題があるため、対策なりをしっかりと準備すべきではないか。
- ・大阪の個室ビデオ店火災のようなことが起こりそうなプランである。消防法の範疇だとは思いますが、火災報知設備が必要と思われる。

以 上